

一戸建て等石綿含有建材調査者講習

募集要項

石綿障害予防規則の改正により、事業者は令和5年10月1日以降、建築物の解体又は回収作業を行う時には、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、「建築物石綿含有建材調査者」に事前調査を行わせることが義務付けられています。これにより事業者は令和5年10月1日までに調査者の確保が必要となります。

本講習は、厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号に基づき、建築物に使用されている石綿含有建材の使用実態について中立かつ公正に専門的な調査を行うことができる調査者を育成します。

1、講習案内

<一戸建て等石綿含有建材調査者コース>

本講習は、一日終日の座学を通じ、関係法令や石綿の関連疾患とリスク、建築物の構造・建材等に関する知識と、通常の使用状態における建築物の石綿含有建材に関する調査に加え、解体作業等における事前調査にも対応した知識を学ぶ内容となっています。

講義終了後の筆記試験に合格した方には、『一戸建て等石綿含有建材調査者』の終了証明書が付与されます。尚、当該調査者は、一戸建て住宅または共同住宅の住戸の内部（住戸の専用部分を指し、共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等共用部分）及び店舗併用住宅は含まれない）の解体・回収前の事前調査に限られます。

この範囲を超えた調査を行うためには、一般建築物石綿含有建材調査者講習の修了が必要となります。また、一戸建て等石綿含有建材調査者が、一般建築物石綿含有建材調査者となるための差分講習はなく、新たに「一般建築物石綿含有建材調査者講習」の全過程を受講し、修了考査に合格する必要があります。

2、受講資格 *下表のいずれかの条件を満たすこと。

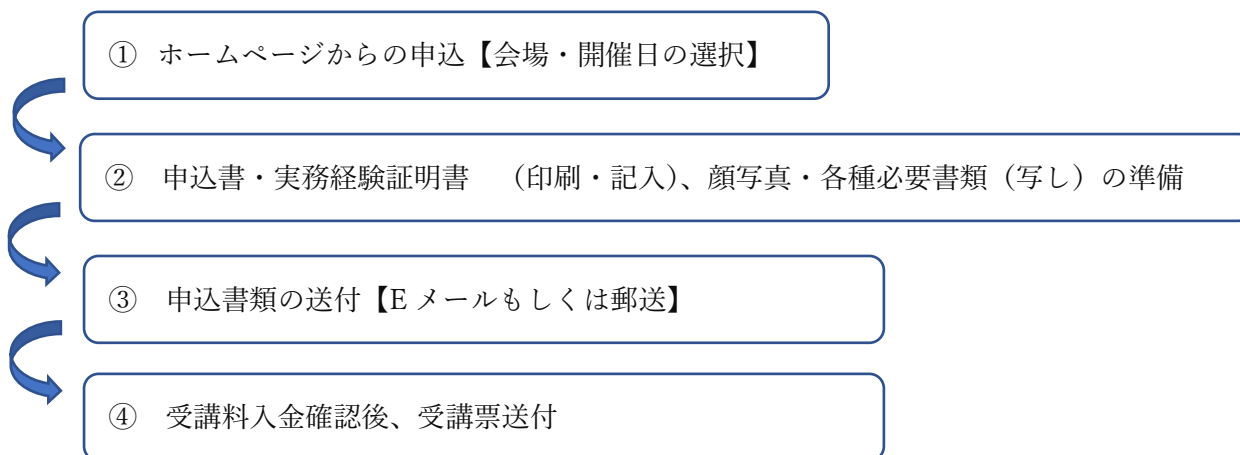
区分	受講資格	各種証明書
1	労働安全衛生法別表第 18 号第 23 号に掲げる石綿作業主任者技能講習終了者	終了証の写し (表裏両面) * 当日原本持参
2	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する過程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書及び実務経験証明
3	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては終了した後。4において同じ。)、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書及び実務経験証明
4	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者(3に該当する者を除く。)	卒業証書写し又は卒業証明書及び実務経験証明
5	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書及び実務経験証明
6	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明
7	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者	左記に示す技能講習終了証及び実務経験証明
8	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明
9	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務経験を有する者	実務経験証明
10	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	実務経験証明
11	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	実務経験証明
12	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者	左記に示す登録証の写し及び実務経験証明

3、講習カリキュラム

終日		
8:45～9:15	受付	
9:15～10:15	1時間	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1 注：1
10:15～10:25	10分	休憩・受付（基礎知識1の免除者）
10:25～10:35	10分	ガイダンス
10:35～11:35	1時間	建築物石綿含有建材に関する基礎知識2
11:35～11:45	10分	休憩
11:45～12:45	1時間	一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査
12:45～13:45	1時間	昼休憩
13:45～15:15	1時間30分	現地調査の実際と留意点（前半）
15:15～15:25	10分	休憩
15:25～16:55	1時間30分	現地調査の実際と留意点（後半）
17:20～17:30	10分	休憩
17:30～18:30	1時間	建築物石綿含有建材調査報告書の作成
18:30～18:45	15分	質疑応答、休憩
18:45～19:45	1時間	修了考査

注：1 石綿作業主任者技能講習の終了者（受講区分1）でのお申込みの方は「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」の受講は免除できます。ただし、終了試験の範囲には含まれますので、受講をお勧めします。

4、講習申込方法・手続きの流れ



① 合同会社ひまわりの石綿講習ホームページより会場・開催日を選択してください。

お名前・メールアドレス・日中ご連絡が取れるご連絡先等を入力してください。

当社からの確認の連絡をご登録いただいたメールアドレスまたは日中連絡がとれるご連絡先にさせていただきます。(迷惑メール対策等をされている方は、ドメイン指定解除をお願い致します。ドメイン：@go-himawari.com) また、解除しているのに届かないという方は、ご自身の迷惑メールボックスをご確認ください。

② 受講申込書、実務経歴書をダウンロードし、必要事項を入力（記載）してください。

・顔写真のサイズは縦 4.0 cm×横 3.0 cm 画質が鮮明で無帽・無マスク・正面・無背景・6カ月以内に撮影したものをご使用下さい。データで送付の場合は jpg/jpeg/png でお願いします。推奨サイズは縦 560 ピクセル、横 420 ピクセル、縦横比 4×3 の比率で 1MB 以内のものにしてください。また、郵送で送付される場合は申込書添付分と修了証添付分の2枚が必要となります。

受講資格区分によって、受講申込に必要な書類は違います。下表を参照ください。

資格区分	受講申込書	実務経歴証明書	各種証明書	顔写真
1	○		技能講習終了証の写し	○
2	○	○	卒業証書写し又は卒業証明書	○
3	○	○	卒業証書写し又は卒業証明書	○
4	○	○	卒業証書写し又は卒業証明書	○
5	○	○	卒業証書写し又は卒業証明書	○
6	○	○	—	○
7	○	○	技能講習終了証の写し	○
8	○	○	—	○
9	○	○	—	○
10	○	○	—	○
11	○	○	—	○
12	○	○	登録証の写し	○

③ 申込書類が準備できましたら、申込書類一式をご郵送か E メール添付にて送付ください。

(注) 文字化け、写真不鮮明等の理由で FAX での受付はしておりませんのでご了承下さい。

【ご郵送の場合】

・到着の確認、追跡ができるようにレターパックプラスか特定記録郵便にて送付ください。

～送付先～ 〒115-0051 東京都北区浮間 1-7-23 兆豊浮間ビル

合同会社ひまわり 石綿講習事務局

* 受講希望日の 10 日前までに到着するよう送付ください。

* 郵便事故等による不達・遅延の責任は負いかねます。

【Eメールの場合】

- ・必要書類一式をEメールに添付し送付ください。

～送付先～ メールアドレス：info@go-himawari.com

合同会社 ひまわり 石綿講習事務局

- *受講希望日の10日前までに到着するよう送付ください。
- *送信済みになっているかの確認をしてください。容量オーバーの場合送信エラーとなります。
- *ご不明な点は下記事務局へお問い合わせください。

合同会社ひまわり 石綿講習事務局 TEL：03-5948-7218

④ 申込書の確認、受講料の入金確認後、受講票の送付となります。

【講習費用】 33,000円（税込、テキスト代・修了考査代含む）

～振込先～ 城北信用金庫 浮間支店（普）

口座番号：0017086 名義人：合同会社ひまわり

- *振込手数料は申込者様のご負担とさせていただきます。
- *銀行発行の振込金受取書をもって領収書に代えさせていただきます。請求書が必要な場合は、申込書備考欄にご記入下さい。
- *受講票発行後は、受講料の返金はできません。受講日前日までに、受講ができない申し出があった場合には当社が実施する受講年度内の別日程に振り替えていただきます。
- ★弊社にて、申込書の確認、受講料の入金の確認ができましたら、「申込受付は完了」となります。受付完了後、メールにて「受講票」を送付致します。ご自身で受講票を印刷して受講日当日に必ずご持参ください。尚、受講日の3日前になっても受講票が届かない場合は事務局へお問い合わせください。

5、講習当日の注意事項

【会場までのアクセス】

- ・駐車場はございません。公共交通機関を使用して時間に余裕をもってお越しください。

【持ち物】

- ・受講票
- ・筆記用具（修了考査はHB or Bの鉛筆かシャープペンシル、消しゴムをご用意ください）
- ・本人を確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）

【遅刻について】

- ・遅刻は認められておりませんので、講習開始前までに必ずご着席ください。着席されていない場合は欠席扱いとなりますのでご注意ください。
- *公共交通機関の遅延による遅刻及び欠席は、特例措置として他日程に振替が可能になる場合がございます。その際は必ず遅延証明書を入手し、事務局へお問い合わせください。

